

保護者・保証人及び授業料の支払いについて

【保護者及び保証人】

- 1 保護者は、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）とする。ただし、成年に達した生徒については、これに準ずるものとする。
- 2 保証人は、独立の生計を営む成年者で学校に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から、保護者が選定するものとする。
- 3 校長は、保証人が適当でないと認めるときは、これを変更させるものとする。
- 4 保護者は、本人、保証人又は生徒が転居又は氏名変更をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。
- 5 生徒の保護者又は保証人が変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

【授業料等】

- 1 授業料、入学料及び入学検査料の額及び納入の時期等は、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）による。
- 2 休学を許可された生徒の授業料は、休学許可のあった翌月分から休学期間満了の前月分まで徴収しないものとする。この場合において、休学を許可された日が月の初日に当たるとき、又は休学期間満了の日が月の末日に当たるときは、当該月分の授業料は徴収しない。
- 3 留学については前項を準用する。
- 4 他の高等学校へ転学する生徒は、転学する月分の授業料を納入しなければならない。
- 5 県内の県立高等学校から転入学した生徒については、転入学の日が月の初日の場合を除き、転入学を許可された月分の授業料は徴収しない。
- 6 授業料を滞納中の生徒に対しては、校長は事由により出席停止を命ずることができる。
- 7 出席停止処置の期間（2箇月）が満了しても未納である生徒に対しては、校長は、退学を命ずることができる。
- 8 災害、その他特別の理由により授業料の減免を申請しようとする生徒は、所定の授業料減免申請書を校長に提出しなければならない。